

(別添)

4 文科高第 1027 号
医政発 1006 第 19 号
健 発 1006 第 2 号
令和 4 年 10 月 12 日

各国公私立大学長
各都道府県知事 殿

文部科学省初等中等教育局長
(公 印 省 略)
文部科学省高等教育局長
(公 印 省 略)
厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)
厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

歯科衛生士学校養成所指定規則等の一部を改正する省令の施行について
(通知)

この度、別紙のとおり「歯科衛生士学校養成所指定規則等の一部を改正する省令(令和四年文部科学省厚生労働省令第三号)」が、令和 4 年 9 月 30 日に公布され、10 月 1 日から施行されました。

今回の改正の趣旨、内容等は下記のとおりですので、十分御留意いただくとともに、各都道府県知事におかれては、貴管内の市町村(特別区を含む。)、保健所、関係団体等に周知いただくようお願いいたします。

記

1. 改正の趣旨

大学設置基準の一部を改正する省令(令和四年文部科学省令第三十四号。以下「改正大学設置基準」という。)において、単位の計算方法については、1 単位の授業科目について、授業時間外の学修時間も含めた 45 時間の学修を必要とす

る内容をもって構成することを標準とすることは維持しつつ、授業方法別に必要な授業時間数の基準を定めた規定を廃止することとされているところ、医療関係職種養成所指定規則においては、各養成施設における実験、実習及び実技の授業について、その質を担保する観点から、30時間から45時間の範囲で大学が定めることとする従来の内容を維持することとし、所要の改正を行う。

2. 改正の内容

次に掲げる省令において、単位の計算方法に関して改正大学設置基準第二十一条第二項を準用しつつ、実験、実習及び実技の授業については、同項中「おおむね十五時間」とあるのを「三十時間」と読み替えるものとする。

- ・ 歯科衛生士学校養成所指定規則（昭和二十五年文部省・厚生省令第一号）
- ・ 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第一号）
- ・ あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第二号）
- ・ 診療放射線技師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第四号）
- ・ 歯科技工士学校養成所指定規則（昭和三十一年厚生省令第三号）
- ・ 管理栄養士学校指定規則（昭和四十一年文部省・厚生省令第二号）
- ・ 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（昭和四十一年文部省・厚生省令第三号）
- ・ 臨床検査技師学校養成所指定規則（昭和四十五年文部省・厚生省令第三号）
- ・ 視能訓練士学校養成所指定規則（昭和四十六年文部省・厚生省令第二号）
- ・ 柔道整復師学校養成施設指定規則（昭和四十七年文部省・厚生省令第二号）
- ・ 臨床工学技士学校養成所指定規則（昭和六十三年文部省・厚生省令第二号）
- ・ 義肢装具士学校養成所指定規則（昭和六十三年文部省・厚生省令第三号）
- ・ 救急救命士学校養成所指定規則（平成三年文部省・厚生省令第二号）
- ・ 言語聴覚士学校養成所指定規則（平成十年文部省・厚生省令第二号）

3. 施行期日等

公布日：令和4年9月30日

施行期日：令和4年10月1日

以上